

ハタチになった皆さんの門出を祝福 ～平成29年行田市新成人を祝う会 を開催します～



平成28年行田市新成人を祝う会の様子

- ▶日時 平成29年1月8日(日)午後1時30分開会
(午後1時から受け付け)
- ▶場所 産業文化会館ホール

平成29年行田市新成人を祝う会実行委員を募集します

市では毎年、新成人を祝う会実行委員会が中心となり、新成人を祝う会の企画・運営を行っています。

- ▶実行委員会回数 3～5回
※第1回実行委員会は9月23日(金)を予定
- ▶時間 午後7時～9時
- ▶場所 産業文化会館2A会議室
- ▶対象 平成8年4月2日から平成9年4月1日生まれの方
- ▶募集人数 5人程度
- ▶申し込み・問い合わせ ひとつくり支援課生涯学習担当 ☎556-8319

ご参加ください「市政懇談会」

市民の皆さんの声を聴き、市政について意見交換を行う「市政懇談会」を開催します。次の地区を対象に懇談会を開催しますので、ぜひご参加ください。

- ▶開催日時・場所
【荒木地区】9月15日(木)午後7時～8時30分・荒木公民館
【須加地区】10月11日(火)午後7時～8時30分・須加公民館
- ▶対象 当該地区に住んでいる方
- ▶その他 申し込みは不要です。直接会場にお越しください。
- ▶問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当 (内線318)

行田市防犯のまちづくり・暴力追放 市民大会を開催します

- ▶日時 10月12日(水)午後2時開会 (午後1時30分から受け付け)
- ▶場所 「みらい」文化ホール
- ▶内容
・地域安全功労者および団体表彰
・防犯講演
県警察本部防犯指導班「ひまわり」による寸劇を交えた特殊詐欺や侵入窃盗についての講演
- ▶主催 行田市防犯協会
- ▶共催 行田市、行田警察署、行田市暴力排除推進協議会
- ▶その他 大会終了後、遊技業防犯協力会による大抽選会があります(受け付けで番号配布)。
- ▶問い合わせ 行田市防犯協会 ☎553-3531 または防災安全課防犯対策担当 (内線283)

防犯出前講座をご利用ください

市では、元警察官による防犯出前講座を行っています。侵入者に対応するためのポイントや簡単な護身術などを学び、いざというときのシミュレーションを行うことができます。

また、行田警察署生活安全課と連携し、より幅広いアドバイスを行うこともできます。まずは防災安全課までご相談ください。

- ▶講座内容
・不審者を発見した場合の対応
・侵入者に対応するポイント
・通報までの伝達方法
・有効な装備
・注意すべきポイント



- ▶問い合わせ 同課防犯対策担当 (内線283)

行田市建築物耐震改修促進計画の 改定についてお知らせします

市では、行田市建築物耐震改修促進計画の改定にあたり、6月13日から7月15日まで市民の皆さんから意見を募集しました。しかし、意見が無かったため、9月1日から改定行田市建築物耐震改修促進計画を施行します。

- ▶問い合わせ 建築開発課建築指導担当 ☎550-1551

市税の納め忘れはありませんか

市では、「納税コールセンター」を設置して、電話で市税の納付確認と納付の呼び掛けを行っています。納付が遅れると、督促状などを発送するために多くの経費(税金)が掛かります。

市税の納期内納付に、ご理解ご協力をお願いします。

▼注意 納税コールセンターでは、金融機関名や口座番号を聞いたリ、口座を指定して振り込みを依頼したりすることはありません。不審な点がありましたら電話を切り、収納課へ問い合わせください。

口座振替をご利用ください

市税は口座振替で納付できます。安心・確実・便利な口座振替をご利用ください。市内金融機関または市役所で申し込みできます。

コンビニで納付できます

市税はコンビニエンスストアで

納付できます。休日・夜間、時間を問わずに納付できますので、ぜひご利用ください。なお、納期限を過ぎた納付書など、取り扱いができない場合がありますので、ご注意ください。

納税相談はお早めに

病气や失業などのやむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早めにご相談ください。また、通常業務時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税・相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

休日夜間 納税・相談窓口の開設

- ▼休日 毎週日曜日の午前8時30分～正午
- ▼夜間 毎週火曜日の午後5時15分～7時※祝日を除く
- ▼場所 収納課
- ▼問い合わせ 同課収納担当 (内線236・237)

税務課からのお知らせ

固定資産税に関する家屋実地調査にご協力を

市では現在、家屋の新築・増築および取壊し調査を行っています。調査には、職員が2人1組で伺いますのでご協力をお願いします。

なお、職員は「職員証」を携帯しています。「職員証」の提示がないなど不審に感じた場合は、税務課までご連絡ください。

家屋を取り壊したら届け出を

家屋を取り壊した場合には、「家屋取壊届出書」を税務課へ提出してください。また、登記してある家屋については、法務局で滅失登記の手続きを済ませてください。

これらの手続きが行われない場合には、税務課で家屋の取壊しが確認できないことがあります。

なお、「家屋取壊届出書」の用紙は、税務課で配布している他、市ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

- ▶問い合わせ 同課資産税担当(内線234)

～国民健康保険に加入している方へ～ もし交通事故にあったら

国民健康保険に加入している方が、交通事故や傷害事件などで、第三者(加害者)から被害を受けて医療機関にかかった場合、その治療費は本来加害者(相手側)が負担すべきですが、保険証を使って治療を受けることができます。

ただし、この場合は必ず保険年金課に「第三者の行為による被害届書」を提出する必要があります。市では、自己負担額を除いた医療費を一時的に立て替え、提出された被害届に基づき、後で加害者や保険会社に請求します。しかし、届け出がなければ、加害者などへの請求ができず、国保会計から医療費が支払われたままとってしまいます。

交通事故などで保険証を使って医療機関にかかる場合には、必ず「第三者の行為による被害届書」を提出してください。

▶届け出に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・印鑑(認め印)
- ・交通事故証明書

- ▶問い合わせ 同課国保担当(内線271・272・273)

国民年金保険料の納付猶予制度の対象が 拡大しました

7月1日から、30歳未満を対象とした若年者納付猶予制度の対象年齢が拡大され、50歳未満を対象とした納付猶予制度となりました。

ただし、6月以前の期間は、引き続き30歳未満であった期間が納付猶予制度の対象です。

- ▶問い合わせ 保険年金課年金担当(内線270・275)